

# 資料編

## 1 策定の経過

### 【平成 30(2018)年度】

開催日	会議等	議題
平成 30(2018)年 11月 28日(水曜日)	第 2 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の内容について (3) 子どもの生活に関するアンケート調査の内容について
平成 30(2018)年 12月 18日(火曜日)	第 3 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の内容について (2) 子どもの生活に関するアンケート調査の内容について (3) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画のスケジュールについて (4) ヒアリング実施概要について
平成 31(2019)年 2月 18日(月曜日)	第 4 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査、子どもの生活に関するアンケート調査の回収状況について (2) ヒアリング及び事業者アンケートについて
平成 31(2019)年 3月 27日(水曜日)	第 5 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査及び子どもの生活に関するアンケート調査の集計結果について (2) 朝霞市の子ども・子育てを取り巻く現状について (3) 令和元年度第 2 期朝霞市子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュールについて

### 【令和元(2019)年度】

開催日	会議等	議題
令和元(2019)年 5月 31日(金曜日)	第 1 回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て会議の運営について (3) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書、子ども・子育てに関する現状・ニーズについて (4) 子どもの生活に関するアンケート調査報告書、子どもの生活に関する現状・ニーズについて (5) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に関する国や市の動向について (6) 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて

開催日	会議等	議題
令和元(2019)年 7月12日(金曜日)	第1回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 部会長の選出について (2) 計画策定部会について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関する国 や市の動向の把握 (4) 朝霞市の現状と第1期計画の振り返りについて (5) 第2期子ども・子育て支援事業計画に向けた方向性 の検討
令和元(2019)年 8月2日(金曜日)	第2回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元(2019)年 8月8日(木曜日)	第2回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元(2019)年 10月8日(火曜日)	第3回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元(2019)年 11月1日(金曜日)	第4回 子ども・子育て 支援事業計画部 会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元(2019)年 12月6日(金曜日)	第3回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和2(2020)年 1月29日(水曜日)	第4回 朝霞市子ども・ 子育て会議	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について

## 2 朝霞市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第51号

改正 平成26年3月31日条例第5号

平成29年12月20日条例第21号

平成30年9月28日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第21号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿

平成 30(2018)年 11 月 28 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日

(順不同 敬称略)

区分	選出団体等	氏名	備考
1号 知識経験を有する者	十文字学園女子大学	山田 陽子	会長
	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	副会長
2号 保護者	朝霞市保育園保護者会連絡会	大久保 扶美枝	
	民営保育園保護者	早川 直子	
	幼稚園保護者	那須 朋子	
	朝霞市PTA連合会	高橋 松久	
	小規模保育保護者	浅野 直美	
3号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	土佐 静香	
	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美	
	朝霞市小規模保育事業者	横田 結香	
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	
	朝霞市社会福祉協議会	鳥居 功	
4号 公募による市民等	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	重野 泰弘	
	公募市民	岡田 一成	
	公募市民	長谷川 玲奈	
5号 その他	公募市民	廣澤 順子	
	NPO法人なかよしねっと	中平 育子	
	元子どもプラン委員	山谷 真名	
	朝霞市自治会連合会	星野 隆	
	子ども会連合会	渡邊 俊夫	
	朝霞市商工会	小野寺 寛	
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 幸男	
朝霞市民生委員・児童委員協議会	安福 直美		

令和元(2019)年 5 月 31 日から

(順不同 敬称略)

区分	選出団体等	氏名	備考
1号 知識経験を有する者	十文字学園女子大学	山田 陽子	会長、子ども・子育て支援事業計画部会長
	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	副会長
	公益財団法人 21世紀職業財団	山谷 真名	
	朝霞市小中学校校長会	谷井 喜信	子ども・子育て支援事業計画部会員
2号 保護者	朝霞市保育園保護者会連絡会	鄭 国	
	民営保育園保護者	中村 歩実	
	幼稚園保護者	千葉 悦子	
	朝霞市PTA連合会	高橋 松久	子ども・子育て支援事業計画部会員
3号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	脇 みゆき	
	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美	
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市社会福祉協議会	鳥居 功	
4号 公募による市民等	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	重野 泰弘	
	公募市民	渡部 晃正	子ども・子育て支援事業計画部会員
5号 その他	公募市民	宮田 朝子	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市議会議員	駒牧 容子	令和元(2019)年5月31日から令和元(2019)年12月17日
		獅子倉 千代子	令和2(2020)年1月9日から※市議会議員改選のため
	NPO法人なかよしねっと	中平 育子	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市自治会連合会	星野 隆	
	子ども会連合会	渡邊 俊夫	子ども・子育て支援事業計画部会員
	朝霞市商工会	小野寺 寛	
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 智恵子	
	朝霞市民生委員・児童委員協議会	安福 直美	
	あさか子育てネットワーク	小島 真知子	子ども・子育て支援事業計画部会員
朝霞市地区里親会	千葉 勝代	子ども・子育て支援事業計画部会員	

## 4 関連事業の一覧

ここでは、基本目標1から3に位置づけた事業を体系別の一覧にして掲載します。

### 基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち

#### 基本方針1-1 子どもの人権の尊重のために

#### 施策の方向性(1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

##### ① 児童虐待予防と防止の取組

No.	事業名	担当課	掲載ページ
1	DV相談事業	人権庶務課	51 p
2	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業	こども未来課	51 p
3	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	こども未来課	51 p
4	里親制度の周知	こども未来課	51 p
5	家庭児童相談事業	こども未来課	51 p
6	子ども家庭総合支援拠点の整備	こども未来課	51 p
7	養育支援訪問事業	こども未来課	51 p
8	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課	52 p

##### ② 子どもの人権尊重の仕組みづくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
9	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課	52 p
10	いじめ防止に対する取組	こども未来課 教育指導課	52 p
11	施設における人権擁護等の体制整備	保育課	52 p

#### 施策の方向性(2) 子どもの意見や視点の尊重

No.	事業名	担当課	掲載ページ
12	朝霞“未来・夢”子ども議会	市政情報課 教育指導課	52 p
13	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課	52 p
14	カウンセリングの実施	教育指導課	53 p

### 施策の方向性（３）子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
15	中学校自由選択制度	教育管理課	53 p
16	朝霞第五中学校特認校制度	教育管理課	53 p
17	先進校・研究推進校への視察	教育指導課	53 p
18	あさか・スクールサポーターの活用	教育指導課	53 p
19	球技大会、陸上競技大会等の実施	教育指導課	53 p
20	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課	53 p
21	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課	53 p
22	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課	53 p
23	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課	53 p
24	社会体験チャレンジ事業	教育指導課	54 p
25	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の習得	教育指導課	54 p

### 基本方針 1 - 2 特別な配慮が必要な子どものために

#### 施策の方向性（１）障害のある子どもと保護者への支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
26	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課	56 p
27	紙おむつ給付事業	障害福祉課	56 p
28	補装具の交付・修理	障害福祉課	56 p
29	日常生活用具支給	障害福祉課	56 p
30	生活サポート事業	障害福祉課	56 p
31	障害者週間における啓発事業	障害福祉課	56 p
32	障害児通所支援事業	障害福祉課	56 p
33	身体障害者・知的障害者等に係る援護等	障害福祉課	56 p
34	特別児童扶養手当の支給	障害福祉課	56 p
35	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課	56 p
36	障害児福祉手当	障害福祉課	56 p
37	障害児放課後児童クラブ事業	保育課	57 p
38	育成保育事業	保育課	57 p
39	育み支援バーチャル支援センター事業 (発達障害児者支援体制)	健康づくり課	57 p
40	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課	57 p
41	朝霞市はぐくみ補助金	生涯学習・スポーツ課	57 p

### 施策の方向性（２）ひとり親家庭等の支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
42	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課	57 p
43	児童扶養手当の支給	こども未来課	57 p
44	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課	57 p
45	母子生活支援施設入所	こども未来課	57 p

### 施策の方向性（３）経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
46	生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課 こども未来課	58 p
47	生活保護進学準備給付金の支給	生活援護課	58 p
48	ひとり親家庭への自立・生活支援事業【No.42 再掲】	こども未来課	58 p
49	児童扶養手当の支給【No.43 再掲】	こども未来課	58 p
50	ひとり親家庭等医療費の助成【No.44 再掲】	こども未来課	58 p
51	母子生活支援施設入所【No.45 再掲】	こども未来課	58 p
52	官民の賃貸住宅ストックの活用の推進	開発建築課	58 p
53	小・中学校教育扶助事業	教育管理課	58 p

### 施策の方向性（４）外国につながるのある子どもと保護者への支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
54	外国人世帯の支援	各課	58 p
55	多文化共生推進事業	地域づくり支援課	58 p
56	日本語指導支援員の配置	教育指導課	59 p

### 基本方針 1 - 3 地域の中の子どものために

#### 施策の方向性（１）子どもの健全な成長を支える居場所づくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
57	児童館運営事業	こども未来課	61 p
58	都市公園、児童遊園地の充実	みどり公園課	61 p
59	冒険遊び場づくり事業（プレーパーク）	みどり公園課	61 p
60	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課	61 p

No.	事業名	担当課	掲載ページ
61	放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課	61 p
62	図書館における子ども向け事業	図書館	61 p

施策の方向性（２）子ども同士の交流の機会の提供

No.	事業名	担当課	掲載ページ
63	放課後子ども教室【No.61 再掲】	生涯学習・スポーツ課	61 p
64	市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課	61 p

基本目標２ すべての家庭が安心して子育てするまち

基本方針２－１ すべての子育て家庭のために

施策の方向性（１）子育てを支える環境づくり

①情報提供の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
65	民生委員・児童委員活動事業【No.9 再掲】	福祉相談課	64 p
66	子育て情報の提供	こども未来課	64 p

②小児医療の確保と経済的な支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
67	難病患者見舞金（小児慢性特定疾患患者を含む）	障害福祉課	65 p
68	こども医療費の助成	こども未来課	65 p
69	児童手当の支給	こども未来課	65 p
70	小児救急医療における朝霞地区４市との共同事業	健康づくり課	65 p
71	P T A 連合会補助金	生涯学習・スポーツ課	65 p

施策の方向性（２）家庭における子育て支援の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
72	女性総合相談	人権庶務課	66 p
73	内職相談事業	産業振興課	66 p

No.	事業名	担当課	掲載ページ
74	あさか学習おとどけ講座	生涯学習・スポーツ課	66 p
75	家庭教育学級の支援	生涯学習・スポーツ課	66 p
76	家庭教育学級事業補助金	生涯学習・スポーツ課	66 p
77	家庭教育学級補助金	生涯学習・スポーツ課	66 p
78	子育て（育児）講座	中央公民館	66 p
79	ブックスタート事業	図書館	66 p

### 施策の方向性（3）生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

No.	事業名	担当課	掲載ページ
80	子ども家庭総合支援拠点の整備【No.6再掲】	こども未来課	67 p
81	子育て電話相談	保育課	67 p
82	母子保健相談事業	健康づくり課	67 p
83	栄養相談事業	健康づくり課	67 p
84	妊婦健康診査	健康づくり課	67 p
85	母子健康教育事業	健康づくり課	67 p
86	乳幼児健康診査	健康づくり課	67 p
87	歯科保健事業	健康づくり課	67 p
88	各種予防接種の実施	健康づくり課	67 p
89	母子健康手帳交付事業	健康づくり課	67 p
90	未熟児養育医療費給付事業	健康づくり課	67 p
91	妊娠期からの包括的な子育て支援	健康づくり課	67 p

### 基本方針2-2 地域における子育てのために

#### 施策の方向性（1）子育てネットワークの充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
92	子育て支援センター事業	保育課	68 p
93	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課	68 p

## 施策の方向性（２）子どもの健全育成の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
94	青少年育成事業	こども未来課	69 p
95	朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催	教育指導課	69 p
96	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課	69 p

## 施策の方向性（３）世代を超えた子育て支援の推進

No.	事業名	担当課	掲載ページ
97	農業体験事業	産業振興課	69 p
98	児童館における高齢者と児童の交流事業	長寿はつらつ課	69 p

## 基本方針 2 - 3 子どもの安心・安全のために

### 施策の方向性（１）子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり

#### ①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
99	防犯灯設置工事費補助金の交付	危機管理室	70 p
100	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室	71 p
101	広報による防犯啓発活動	危機管理室	71 p
102	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室	71 p
103	防犯ブザーの貸与	教育総務課	71 p
104	通学路の安全点検	教育管理課	71 p
105	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課	71 p
106	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課	71 p
107	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課	71 p
108	非行防止教室の実施	教育指導課	71 p

#### ②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
109	道路区画線の工事	まちづくり推進課	71 p
110	交通立看板、警戒標識等の設置	まちづくり推進課	72 p
111	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課	72 p
112	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課	72 p

No.	事業名	担当課	掲載ページ
113	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課	72 p
114	自転車運転免許制度の実施	教育指導課	72 p

施策の方向性（2）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

No.	事業名	担当課	掲載ページ
115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課	72 p
116	都市計画道路整備事業	まちづくり推進課	72 p
117	市道整備・道路管理の充実	道路整備課	72 p
118	学校施設に対する教室等の空気検査	教育管理課	72 p

基本目標3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

基本方針3-1 教育・保育の充実のために

施策の方向性（1）幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実

①保育所、地域型保育給付施設の整備

No.	事業名	担当課	掲載ページ
119	保育事業	保育課	74 p
120	認可外保育施設等利用補助事業	保育課	74 p
121	家庭保育室補助事業	保育課	74 p

②幼稚園の利用促進

No.	事業名	担当課	掲載ページ
122	幼稚園事業	保育課	75 p

施策の方向性（2）放課後児童クラブの充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
123	放課後児童クラブ事業	保育課	75 p

### 基本方針 3 - 2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

#### 施策の方向性 (1) 多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

No.	事業名	担当課	掲載ページ
124	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	こども未来課	77 p
125	ファミリー・サポート・センター事業	保育課	77 p
126	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育課	77 p
127	一時預かり事業	保育課	77 p
128	休日保育事業	保育課	77 p
129	病児保育事業	保育課	77 p

### 基本方針 3 - 3 教育・保育の質を高めるために

#### 施策の方向性 (1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

No.	事業名	担当課	掲載ページ
130	保育士研修事業	保育課	78 p
131	保育士等人材確保事業	保育課	78 p
132	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課	78 p

## 5 用語集

### か行

#### 家庭保育室

保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児（生後8週間以上）から2歳児までの乳幼児を保育者の家庭等で預かる事業。

#### ケースワーカー

身体的、精神的、あるいは社会的な面で何らかの課題を持ち、社会生活上に困難を有する人に対して、対象者が主体的に生活できるように支援、援助していく専門職。福祉事務所や児童相談所などの社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司をケースワーカーと呼んでいる。

#### 子ども・子育て支援法

幼稚園・保育所などの利用料負担や養育支援などを、共通の財政支援により行う仕組みを構築し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。平成24（2012）年に成立。

#### 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成27（2015）年4月からスタートした新制度。

#### 子ども・子育て支援関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」

（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関する基本理念、国等の責務、子どもの貧困対策の基本となる事項などを定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。平成25（2013）年に成立。

#### 子供の貧困対策に関する大綱

「子どもの貧困対策推進に関する法律」に基づき、今後政府として解決に取り組んでいくための基本方針や柱となる施策を示すもの。重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などが定められている。

### さ行

#### 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の流れを変えるための総合的な取り組みを推進するために、平成15（2003）年に制定された法律。国による取組の方針や、地方公共団体による地域行動計画の策定、企業における従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定などが定められている。

#### 児童虐待

児童虐待は、大きく次の4つに分類される。  
①身体的虐待（なぐる、けるなど）、②育

児放棄/ネグレクト（適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど）、③心理的虐待（言葉によるおどし、脅迫、無視など）、④性的虐待（性的いたづらなど）。

### 就学前児童

小学校に入学する前の児童のこと。

### 小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を提供する事業。定員は6～19人で、職員の配置状況や施設環境によりA型、B型、C型に分かれる。

### スクールカウンセラー

学校で活動するカウンセラーで、児童生徒の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的知識から対処をする専門職。

### スクールソーシャルワーカー

学校で活動するソーシャルワーカーで、児童生徒の問題に対し、保護者や教員、児童相談所や医療機関、行政などと協力しながら問題の解決を図る専門職。児童・生徒を取り巻く周りの環境を整える役割を担う。

### ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

厚生労働省の定義では「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」こと。

### 相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める比率のこと。相対的貧困者とは、世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分（貧困線）に満たないケース。

## た行

### 地域型保育

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業による保育の総称。設置主体の申請に基づき、市町村長が認可する。

### 特別支援学級

発達障害などがあることにより、通常の学級における指導では十分な効果をあげることが困難な児童生徒に対して、きめ細かな教育を行うために、小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級。

### 特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象とし、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした教育施設。

## な行

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ。設置主体の申請に基づき、都道府県知事が認可する。

## は行

### 発達障害

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政

令で定めるもの」と定義されている。

### バリアフリー

子育て家庭、障害者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障害や精神的障壁を取り除くための施策。

### プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、子どもの「やりたい！」気持ちを大切にし、自分の責任で自由に遊ぶ子どもの遊び場。一般的にNPO法人や地域団体等によりボランティアや行政の委託で開催されている。

## ま行

### 民生委員・児童委員

生活に困っていること、障害、高齢などによる生活上の悩み等について、住民の相談に応じている。民生委員は児童委員も兼ね、児童に関わる諸問題についても、主任児童委員とともに、各関係機関と連携しながら、問題の解決に努めている。

朝霞市では福祉相談課が所管している。

## や行

### 幼児教育・保育無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの教育・保育施設の利用料等を無料とする制度。令和元(2019)年10月より実施。

### ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無に関係なく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者等の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報を共有し、連携と協力により適切な対応を行うための機関。

朝霞市では平成19(2007)年3月に設置。構成機関は法務局、児童相談所、保健所、警察署、消防署、市役所関係課(保育所、小・中学校等)、児童発達支援センター、社会福祉協議会(児童館、放課後児童クラブ)、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員、私立幼稚園協会、市指定保育室連絡協議会、人権擁護委員、民間保育園連絡協議会等。

# 子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

## 1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

## 2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

## 3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

## 4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、

自由な活動をおこなったりできることなど。

※「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。